

社会福祉法人 德島県社会福祉協議会定款

昭和 30. 3. 3 社会福祉法人設立認可
昭和 31. 2. 14 定款一部変更
昭和 32. 8. 28 定款一部変更
昭和 33. 1. 14 定款一部変更
昭和 34. 4. 30 定款一部変更
昭和 36. 5. 6 定款一部変更
昭和 39. 4. 3 定款一部変更
昭和 54. 7. 13 定款一部変更
昭和 58. 6. 10 定款一部変更
平成 3. 5. 28 定款一部変更
平成 7. 2. 28 定款変更
平成 9. 5. 26 定款一部変更
平成 13. 4. 27 定款一部変更
平成 18. 5. 8 定款一部変更
平成 18. 6. 20 定款一部変更
平成 23. 6. 15 定款一部変更
平成 24. 3. 15 定款一部変更
平成 26. 4. 1 定款一部変更
平成 28. 4. 1 定款一部変更
平成 28. 6. 1 定款一部変更
平成 28. 12. 14 定款変更
令和 2. 3. 11 定款一部変更
令和 3. 12. 15 定款一部変更
令和 5. 8. 4 定款一部変更
令和 6. 4. 1 定款一部変更

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「本会」という。）は、徳島県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- (5) (1) から(3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (10) 共同募金事業への協力
- (11) ボランティア活動の振興
- (12) 徳島県福祉人材センターの業務の実施
- (13) 日常生活自立支援事業
- (14) 福祉サービス第三者評価事業
- (15) 生活福祉資金貸付事業
- (16) 自立相談支援事業
- (17) 家計改善支援事業
- (18) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名称)

第3条 本会は、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会という。

(経営の原則)

第4条 本会は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

2 本会は、住民や福祉関係者等とともに地域の福祉課題・生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする者に無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第5条 本会の事務所を、徳島県徳島市中昭和町一丁目2番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第6条 本会に評議員26名以上31名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第7条 本会に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、次の各号に定める合計5名をもって構成する。

- (1) 監事1名
- (2) 事務局員1名
- (3) 外部委員3名

3 評議員選任・解任委員の選任及び解任は、理事会において行う。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

5 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 6 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
- 7 評議員選任・解任委員会の運営規程については、理事会において別に定める。

(評議員の資格)

第8条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

(評議員の任期)

- 第9条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
 - 3 評議員は、第6条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第10条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし、評議員には費用を弁償することができる。
- 2 評議員の費用の弁償に関する規程は、これを別に定める。

第3章 評議員会

(構成)

- 第11条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選とする。

(権限)

- 第12条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 予算及び事業計画の承認
 - (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録並びに事業報告の承認
 - (6) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
 - (7) 定款の変更
 - (8) 残余財産の処分
 - (9) 基本財産の処分
 - (10) 社会福祉充実計画の承認
 - (11) 公益事業・収益事業に関する重要な事項
 - (12) 解散
 - (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第15条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の定数)

第17条 本会には、次の役員を置く。

(1) 理事 16名以上18名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち1名を会長、4名を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常勤の副会長をもって同法第45条の16の第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。理事及び監事の各候補者の推薦の提案は、別に定める規程に基づき理事会が行う。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

- 第19条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び評議員（その親族その他特殊の関係がある者を含む。）並びにこの法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 5 会長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができます。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

- 第24条 理事及び監事の報酬は、これを支給しない。ただし、常勤の役員には、評議員会

において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 役員の報酬等及び費用の弁償に関する規程は、これを別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- 2 理事会に議長を置き、議長はその都度理事の互選とする。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては会長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第27条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 会員

(会員)

第30条 本会に会員を置く。

- 2 会員は、本会の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。
- 3 会員に関する規程は、評議員会において別に定める。

第7章 部会及び委員会

(部会及び委員会)

第31条 本会に部会又は委員会を置く。

- 2 部会又は委員会は、専門的事項について、本会の運営に参画し、或いは会長の諮問に

答え、又は意見を具申する。

3 部会及び委員会に関する規程については、評議員会において別に定める。

第8章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第32条 本会に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第33条 運営適正化委員会の委員は12名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第34条 運営適正化委員会の委員は、本会に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第35条 本会が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第36条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第37条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第9章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第38条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

2 本会に、事務局長を1名置くほか、必要な職員を置き、会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する規程は、これを別に定める。

第10章 資産及び会計

(資産の区分)

第39条 本会の資産は、これを分けて基本財産とその他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の4種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

(1) 有価証券等 3,000,000円

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第48条に掲げる公益を目的とする事業及び第49条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第40条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、徳島県知事の承認を得なければならない。

ただし、次の各号に掲げる場合には、徳島県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第41条 本会の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般的の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般的の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第44条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第45条 本会の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。

2 本会の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるものほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第47条 本会が保有する株式(出資)について、その株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

第1章 公益を目的とする事業

(種別)

第48条 本会は社会福祉法第26条の規定により次の事業を行う。

- (1) 介護福祉士等修学資金貸付事業
- (2) 保育士修学資金貸付等事業
- (3) 退所児童自立支援資金貸付事業
- (4) 福祉系高校修学資金貸付事業
- (5) 介護分野就職支援金貸付事業

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を得なければならない。

第1章 収益を目的とする事業

(種別)

第49条 本会は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 図書その他必要物品の販売及び斡旋

2 前項の事業の運営に関する重要な事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得、評議員会の承認を得なければならない。

(収益の処分)

第50条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、本会の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第1章 解散及び合併

(解散)

第51条 本会は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由

により解散する。

2 社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号に規定する解散をする場合には、理事総数の3分の2以上の同意のうえ、評議員会の議決を得て、徳島県知事の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事総数の3分の2以上の同意のうえ、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合併)

第53条 合併しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意のうえ、評議員会の決議により、徳島県知事の認可を受けなければならない。

第14章 定款の変更

(定款の変更)

第54条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、徳島県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るもの）を除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を徳島県知事に届け出なければならない。

第15章 公告の方法その他

(公告の方法)

第55条 本会の公告は、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、本会の機関紙又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第56条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

本会設立当初の会長、副会長、理事、監事は次のとおりとする。

会長（理事）	太田 弥三郎
副会長（理事）	栗田 善吉
" （理事）	山口 義晴
" （理事）	万野 ハツエ
理事	山口 一雄
"	伊東 董

"	遠 藤 為 吉
"	松 浦 健 次
"	池 上 力ズ工
"	山 口 谷 吉
"	堀 田 暁
"	早 雲 義 夫
"	亘 壱 憲 一
"	寺 島 一 彦
"	宮 崎 忍 海
"	大 西 静 枝
"	長 尾 新九郎
"	生 田 宏 一
"	西 岡 源
"	正 木 ヌ イ
"	国 行 利 雄
"	田 辺 光 夫
監 事	井 藤 正 一
"	今 津 忠 能

- 2 平成 7 年 2 月 28 日付の定款改正は、定款変更認可日をもって施行する。
(平成 7 年 3 月 31 日施行)
- 3 平成 9 年 5 月 26 日付の定款改正は、定款変更認可日をもって施行する。
(平成 9 年 8 月 29 日施行)
- 4 平成 13 年 4 月 1 日現在役員の者の任期は、第 9 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 14 年 6 月 30 日までとする。
平成 13 年 4 月 1 日現在評議員の者の任期は、第 17 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 14 年 5 月 31 日までとする。
- 5 平成 13 年 3 月 26 日付の定款変更は、定款変更認可日をもって施行する。
(平成 13 年 4 月 27 日施行)
- 6 平成 18 年 3 月 23 日付の定款変更は、定款変更認可日をもって施行する。
(平成 18 年 5 月 8 日施行)
- 7 平成 18 年 5 月 26 日付の定款変更は、定款変更認可日をもって施行する。
(平成 18 年 6 月 20 日施行)
- 8 平成 23 年 5 月 25 日付の定款変更は、定款変更認可日をもって施行する。
(平成 23 年 6 月 15 日施行)
- 9 平成 24 年 3 月 15 日付の定款変更は、定款変更認可日をもって施行する。
(平成 24 年 4 月 4 日施行)
なお、第 6 条(1)については、平成 24 年 7 月 1 日、第 14 条第 2 項については、平成 24 年 6 月 1 日を施行日とする。
- 10 第 8 章及び第 9 章については、平成 26 年 4 月 1 日を施行日とする。
- 11 平成 28 年 3 月 15 日付けの定款変更は、定款変更認可日をもって施行する。
(平成 28 年 4 月 1 日施行)
- 12 平成 28 年 5 月 24 日付けの定款変更は、定款変更認可日をもって施行する。
(平成 28 年 6 月 1 日施行)
- 13 平成 28 年 12 月 14 日付けの定款変更は、平成 29 年 4 月 1 日を施行日とする。

- 14 令和2年3月11日付けの定款変更は、定款変更認可日をもって施行する。
(令和2年5月20日施行)
- 15 令和3年12月15日付けの定款変更は、定款変更認可日をもって施行する。
(令和4年2月14日施行)
- 16 令和5年6月29日付けの定款変更は、定款変更認可日をもって施行する。
(令和5年8月4日施行)
- 17 令和6年3月14日付けの定款変更は、定款変更認可日をもって施行する。
(**令和6年4月1日施行**)